

迷惑撮影防止について

県内競技会における盗撮の報告及び日本陸連による盗撮防止啓発により安心安全な大会運営を行うため、主催者規定に基づき以下のとおり撮影の規制を行います。

- 1 撮影禁止と表示されたエリアでの撮影はできません。
- 2 下記の機器を使用した撮影を希望する方は、競技場エントランス前の『**撮影許可証発行所**』にて身分証明書を提示し手続きを行ってください。撮影許可証を発行いたします。(有料)

【撮影許可証発行の対象となる撮影機器】

一眼レフカメラ ミラーレスカメラ 家庭用ビデオカメラ
カメラ機能付き双眼鏡または単眼鏡
ズーム機能使用および望遠レンズ着用のスマートフォン・タブレット端末

アスリートを狙った盗撮が報道されており、県内の各陸上競技会においても深刻な問題となっております。

チーム関係者、保護者皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

